

幼保連携型認定こども園早水保育園 園則（運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人しらゆり福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 幼保連携型認定こども園早水保育園
- （2）所在地 宮崎県都城市早水町1号7番5

（施設の目的）

第2条 社会福祉法人しらゆり福祉会が設置する幼保連携型認定こども園早水保育園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当園は人間形成の過程で最も大事な乳幼児期に基本的な生活習慣を育てると共に「知情意体」の調和した人間として「生きる力」を育てるための教育・保育を行う。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（保護者に対する子育て支援の内容）

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、

その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

（1）園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（2）主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

（3）指導保育教諭 1人以上（必要に応じて配置する）

指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（4）保育教諭 16人以上

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

（5）講師 1人

講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。

（6）栄養士 1人以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

（7）調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（8）事務職員 1人（必要に応じて配置する）

事務職員は、当園の事務や事業に係る業務を行う。

（9）用務員 1人（必要に応じて配置する）

用務員は、当園の事業に係る業務の補助や雑務を行う。

（10）看護師 1人（必要に応じて配置する）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（学年及び学期）

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

- 2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）

エ 年末休日（12月29日から12月31日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時から午後1時とする。

2 当園の開所時間は、午前7時から午後7時とする。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

5 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼児に対して一

時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(利用者負担その他の費用等)

第 10 条 当園は、都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年都城市条例第 33 号）（以下、「市基準条例」という）第 13 条第 1 項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、市基準条例 第 13 条第 4 項の規定により、別表 1 に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 2 に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の全部又は一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第 11 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	5 人	5 人	5 人	15 人
2 号・3 号	12 人	16 人	16 人	11 人	11 人	11 人	80 人
合計	12 人	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人	92 人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 12 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 11 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

(1) 抽選により決定する方法

(2) 申込みを受けた順序により決定する方法

(3) 当園の教育理念に基づき決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市基準条例 第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

- 1.この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2.令和5年4月1日から園則（運営規程）を一部改定する。
- 3.令和6年4月1日から園則（運営規程）を一部改定する。

別表１ 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
１号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収 (月曜日～金曜日利用)	主食費 月額 ８００円 副食費 月額 ３，６００円
２号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	主食費 月額 １，０００円 副食費 月額 ５，０００円 (内おやつ代５００円)
絵本代	教育・保育に要する教材（毎月）	３歳未満児 ４００円程度 ３歳以上児 ８００円程度
リュック（カバン） 手提バック 帽子 お便りバサミ 体操服（上） 体操服（下） 遊び着（スモック） 道具箱 パステル ゼッケン	通園及び教育・保育提供に要する為 (必要に応じて購入)	３，０００円程度 ７００円程度 １，１００円程度 ６００円程度 ２，５００円程度 ２，１００円程度 １，６００円程度 １，１００円程度 ７００円程度 ６００円程度

別表２

項 目	時間帯	金 額
保育標準時間認定の子どもに係る延長保育利用者負担	午前７時００分～午前７時３０分 午後６時３０分～午後７時００分	１回 ２００円
保育短時間認定の子どもに係る延長保育利用者負担	午前７時００分～午前７時３０分 午後６時３０分～午後７時００分	１回 ２００円
	午前７時３０分～午前８時３０分 午後４時３０分～午後６時３０分	３０分毎 １００円

別表 3

預かり保育に係る利用負担費用

(1) 1号認定（教育標準認定）子どもの預かり保育に係る利用負担

項 目	時間帯		金 額
月決め 月～金曜日 (週5日利用)	月～金	午前7時30分～午前9時00分 午後1時00分～午後6時30分 ※預かり料は午後2時より発生する	預かり料 5,000円 おやつ代 400円 ※預かり料は利用日数× 450円、上限を5,000円とする。
1日利用	月～金	午前7時30分～午前9時00分 午後1時00分～午後6時30分	預かり料 450円 おやつ代 20円
	土曜日	午前7時30分～午後6時30分	預かり料 450円 給食代 250円 (内おやつ代20円)
延長保育 利用負担	月～土	午前7時00分～午前7時30分 午後6時30分～午後7時00分	1回 200円

(2) 一時預かり保育に係る利用負担（未入园児）

項 目	内 容	金 額
3歳未満児預かり利用負担	午前・預かり料	650円
	午後・預かり料	650円
	給食代	200円
3歳以上児預かり利用負担	午前・預かり料	550円
	午後・預かり料	550円
	給食代	200円